

制度概要

佐世保市スタートアップ創出促進保証（略称：佐世保SSS）		
目 的	佐世保市内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで佐世保市内における創業を積極的に支援することを目的とする。	
保証の対象 （資格要件）	次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)から(7)のすべてに該当するもの。 (1)佐世保市内において、新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うおとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ②中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの (2)佐世保市内において、会社を設立した日以後5年を経過していない者であつて、次のいずれかに該当するもの。 ①事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの ②中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの (3)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであつて新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、上記(2)①に掲げる創業者とみなされるもの。(法人成りを指す) (4)保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。 (5)商工会議所または商工会の指導を受けた者で、商工会議所または商工会の推薦を得たもの(認定特定創業支援等事業創業者は除く。) (6)事業開始までに、住所(会社の場合は登記簿上の所在地)を佐世保市内に有していること (7)佐世保市税を完納していること	
対 象 資 金	佐世保市内で、新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金	
保証条件	貸付限度額	2,000万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して3,500万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置 1年以内) 申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	不要
	保 証 人	不要
	貸付利率	年0.80% ただし、認定特定創業支援等事業創業者は年0.60%
保証料率	基準料率	年1.00%
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	佐世保市が年0.40%を補助する。
責 任 共 有	責任共有制度の対象外 (100%保証)	
取扱金融機関	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 時 類 添 付 書 類	①受付機関が発行する融資斡旋書(写) (認定特定創業支援等事業創業者は除く) ②創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用) ③認定特定創業支援等事業創業者は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市長の証明書(写) ④市税等の納税証明書(未納がない旨のもの) ⑤その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①申込先:佐世保市が指定する受付機関(佐世保商工会議所、佐世保市北部商工会、宇久町商工会) ②認定特定創業支援等事業創業者は取扱金融機関に直接申し込むことができる。 ③貸付限度額には佐世保市中小企業創業資金保証制度(略称:佐世保創業)の貸付残高を含む。	
実 施 日	令和7年1月1日 創設 令和 7年 4月 1日 最終改正	